

# 困難を抱える妊産婦の支援に関する調査

## 結果報告書

令和8年3月

総務省行政評価局



## 前 書 き

現在、我が国では少子化が進行しており、令和6年の出生数は68万6,173人と人口動態調査開始以来最少となり、同年の合計特殊出生率も1.15に低下し、同様に過去最低となっている<sup>1</sup>。そのような中で、政府は、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会を目指すことを方針として掲げている<sup>2</sup>。

一方で、令和5年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、令和4年度の件数を上回り、令和6年度においても高止まりしている<sup>3</sup>など、近年、児童相談所における児童虐待相談の対応件数が増加している。また、10代などの若年での妊娠、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的な孤立、DV<sup>4</sup>被害等の家庭環境の問題などを背景として、特定妊婦（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項における「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」をいう。以下同じ。）が大幅に増加するなど、育児において困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化している。

こども家庭庁は、どのような状況に置かれた妊産婦であっても、安心してこどもを産み育てられる環境作りに向けた各種事業の創設・法定化等の必要な措置を講じているところであるが、出産後、新生児の遺棄に至った事件や、児童虐待により、特に0歳児を含む乳幼児が死亡に至った事件も依然、後を絶たない状況である。このため、育児放棄や児童虐待を防ぐ観点から、自治体、医療機関等の関係機関が連携を強化し、特定妊婦を含む孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱える妊産婦（以下「困難を抱える妊産婦」という。）を出産前の早期の段階から把握し、支援につなげることが求められており、関連する各施策を確実に実施することが重要である。

本調査は、以上のような状況を踏まえ、自治体等における困難を抱える妊産婦への支援の取組実態や関係機関との連携状況の調査及び課題の把握・整理を行い、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

---

<sup>1</sup> 令和6年人口動態統計

<sup>2</sup> 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）

<sup>3</sup> 令和6年度福祉行政報告例（令和8年1月30日時点で公表しているデータ）

<sup>4</sup> domestic violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。



## 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 困難を抱える妊産婦をめぐる概況と報告書の構成等	2
(1) 困難を抱える妊産婦をめぐる概況	2
(2) 調査の視点、報告書の構成等及び調査対象自治体等の選定	10
2 困難を抱える妊産婦の把握状況	13
(1) 困難を抱える妊産婦向けの相談窓口で受け付けた相談への対応状況	13
(2) 医療機関からの情報提供の実施状況及び市町村の支援経過・結果報告の実施状況	30
(3) 住民票所在市町村と居住実態のある市町村が異なる妊産婦等への対応状況	54
3 支援対象となる妊産婦の決定状況	70
(1) 特定妊婦の認定状況等	70
(2) 困難を抱える妊産婦の転居への対応状況	90
4 支援対象とした妊産婦の支援ニーズの把握状況	102
(1) サポートプランの作成状況等	102
(2) 家庭支援事業に係る措置の実施状況	110
5 資料編	116